厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

滋賀県最低賃金の改正

滋賀労働局労働基準部賃金室
松島広治

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

滋賀県最低賃金

- 滋賀県最低賃金の改正について
- 最低賃金制度の概要
- 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の支援
- おわりに

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

滋賀県最低賃金の改正について

滋賀県最低賃金は、令和４年10月６日から９２７円に改正されます。

滋賀県最低賃金は、

令和４年１０月６日から

（時間額）**９２７円**になります。

※なお、特定の産業には、９２７円より高額な「特定(産業別)最低賃金」が定められております。

最低賃金制度の概要①

最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

最低賃金の適用される労働者の範囲

滋賀県最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、滋賀県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます(パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。)。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が滋賀労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

(1)　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
(2)　試の使用期間中の方
(3)　基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
(4)　軽易な業務に従事する方
(5)　断続的労働に従事する方

最低賃金制度の概要②

派遣労働者への適用

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣労働者又は派遣元の使用者は、派遣先の事業場所在地の都道府県最低賃金を把握しておく必要があります。

最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。
具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

(1)　臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

(2)　１か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

(3)　所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

(4)　所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

(5)　午後１０時から午前５時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

(6)　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金制度の概要③

最低賃金額以上かどうかを確認する方法

最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を時間当たりの金額に換算し、滋賀県最低賃金（時間額）と比較します。

(1)　時間給制の場合

時間給≧最低賃金額(時間額)

(2)　日給制の場合

日給÷１日の所定労働時間≧最低賃金額(時間額)

(3)　月給制の場合

月給÷１箇月平均所定労働時間≧最低賃金額(時間額)

(4)　出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5)　上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の支援

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上等の支援

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者の業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るために設けられた制度です。生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

働き方改革推進支援センター

賃金引上げのための業務改善に関する相談支援を行うとともに、生活衛生関係営業等の収益力向上・生産性向上に向けた支援事業等を紹介するため、上記業種に関し関係機関が開催するセミナーや出張相談会等に講師を派遣します。

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）【11月30日まで】

３社以上で組織する中小企業の事業主団体において、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に要した費用を助成します。

おわりに

- 詳細は、

・厚生労働省ホームページ【賃金 (賃金引上げ、労働生産性向上) 】

・厚生労働省の【最低賃金の特設サイト】

・滋賀労働局のホームページ【最低賃金・家内労働関係】

を参照してください。

- より詳しく知りたい時の問い合わせ先は、

滋賀労働局労働基準部賃金室　電話：０７７（５２２）６６５４　　まで。